

成績評価基準

- (1) 授業科目の成績評価は、当該授業科目の目標や内容に照らして評価するものとする。また、その評価や評価の観点については、授業科目ごとに学習のしおりの科目別シラバスの評価方法に明示する。
- (2) 各科目とも出席すべき時数（総授業時数）に対して規定する出席時数（2／3、一部学科の学外における実習にあつては4／5）以上であること
- (3) 授業科目の成績評価の方法は、定期試験（必要により再試験を含む）、または担当者が必要に応じて実施するテスト、課題、レポート、並びに平素の学習活動全般から得られる評価資料に基づいて総合的に定める。
- (4) 臨地臨床実習、社会実習の成績評価は、担当教員と実習指導者との合議の上で行う。
- (5) 学習成績の評価は、原則として前期末及び学年末に行うものとする。
- (6) 前期における評価は、当該期間の評価とし、学年末における評価は、通年授業科目の場合、前期の成績を勘案して年間を通じての評価とする。後期からの授業科目については、当該期間の評価とする。
- (7) 評価は4段階に区分し「A、B、C、D（不合格）」をもって表示する。また、他での履修・学修を本校において認定する場合、実習集中講義等の目標達成度合いに応じた評価ができない場合は「N」（認定）と表示する。
- (8) 評価の基準は、当該授業科目の目標達成度に応じ下記のとおりとする。

評 価	評 点	目標達成度
「A」	80～100	高い程度に達成しているもの
「B」	70～79	おおむね達成しているもの
「C」	60～69	達成が不十分なもの
「D」	60未満	達成されていないもの
「N」（認定）		

- (9) 評価は、成績会議の審議を経て決定する。
- (10) 成績等は、原則各学期末に学生及び保護者へ通知する。